

新城市公共施設再配置計画検討委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新城市公共施設再配置計画検討委員会(以下「委員会」という。)の会議等を市民に公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に関する理解を深め、もって開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(会議開催の事前公表)

第 2 条 委員会の会議(以下「会議」という。)の開催に当たっては、開催の日の 1 週間前までに次に掲げる事項を新城市ホームページ等により公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるとき又は公正かつ円滑な審議に影響を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

会議の名称

開催日時

開催場所

議題

会議の公開又は非公開の別(全部又は一部を非公開とする場合には、その理由)

会議の全部又は一部を会議の当日に非公開とする可能性のある場合においては、

その旨

傍聴の定員(公開する場合のみ)

その他必要な事項

(非公開等の決定)

第 3 条 委員長は、次に掲げる情報を扱う会議については、会議の全部又は一部の非公開を決定することができる。

新城市情報公開条例(平成 17 年新城市条例第 25 号)第 7 条各号の規定に相当する情報(以下「非開示情報」という。)を扱うもの

法律、条例及び規則の規定により会議が非公開とされているもの

会議を公開することにより公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるもの

2 委員長は、前項の規定により会議の全部又は一部を非公開とする決定をしようと

する場合において、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

- 3 委員会は、会議を非公開とする決定をした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（公開の方法）

第4条 会議の公開の方法等は次のとおりとする。

公開で行う会議については、会議場所（以下「会場」という。）に傍聴席を設け、公開を行うものとする

傍聴人の定員は、5人以内とする。

傍聴の申し込みは当日の受付とし、先着順で決定するものとする。

前各号の規定にかかわらず、定員を超えた場合において、会議室のスペースの範囲内で傍聴することができる。

報道機関が取材を行う場合には、必要に応じ記者席を設けるものとする。

- 2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

（傍聴の手続き）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（様式）に氏名及び住所を記入するものとする。

（傍聴人の入場）

第6条 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

（資料の配布及び閲覧）

第7条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。その他の資料については、委員長があらかじめ認めた場合は、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

（遵守事項）

第8条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

委員長の許可なく会議の様態を撮影又は録音しないこと。

委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

その他会議の秩序を乱したり、妨げになるような行為をしないこと。

（会議録の公開）

第9条 委員会は、会議終了後速やかに委員会の会議の概要を要点筆記した会議録を作成し、所管課が指定する場所に備え置き、閲覧に供するとともに、新城市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。

2 所管課が指定する場所に備え置く会議録には、会議資料を添付しなければならない。ただし、個人情報に該当する等公開になじまない箇所がある場合は、所要の措置を講じなければならない。

3 新城市ホームページ等での会議録等の公開期間は、公開の日から1年間とする。
(庶務)

第10条 委員会の公開に関する庶務は、委員会の所管課が行う。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議等の公開に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

様式（第5条関係）

年 月 日

新城市公共施設再配置計画検討委員会 傍聴受付簿

受付番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		